

基礎自治機能の充実強化に関するシンポジウム

地域の未来を考える～これからの市町村～

府内市町村の状況や府の取組の紹介

- 1.大阪府の人口動向、将来予測
- 2.大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例
基礎自治機能充実強化基本方針
- 3.南河内地域の状況、南河内基礎自治機能充実強化協議会

令和7年9月
大阪府市町村局

1. 大阪府の人口動向、将来予測

府内市町村の構成

市町村数 43

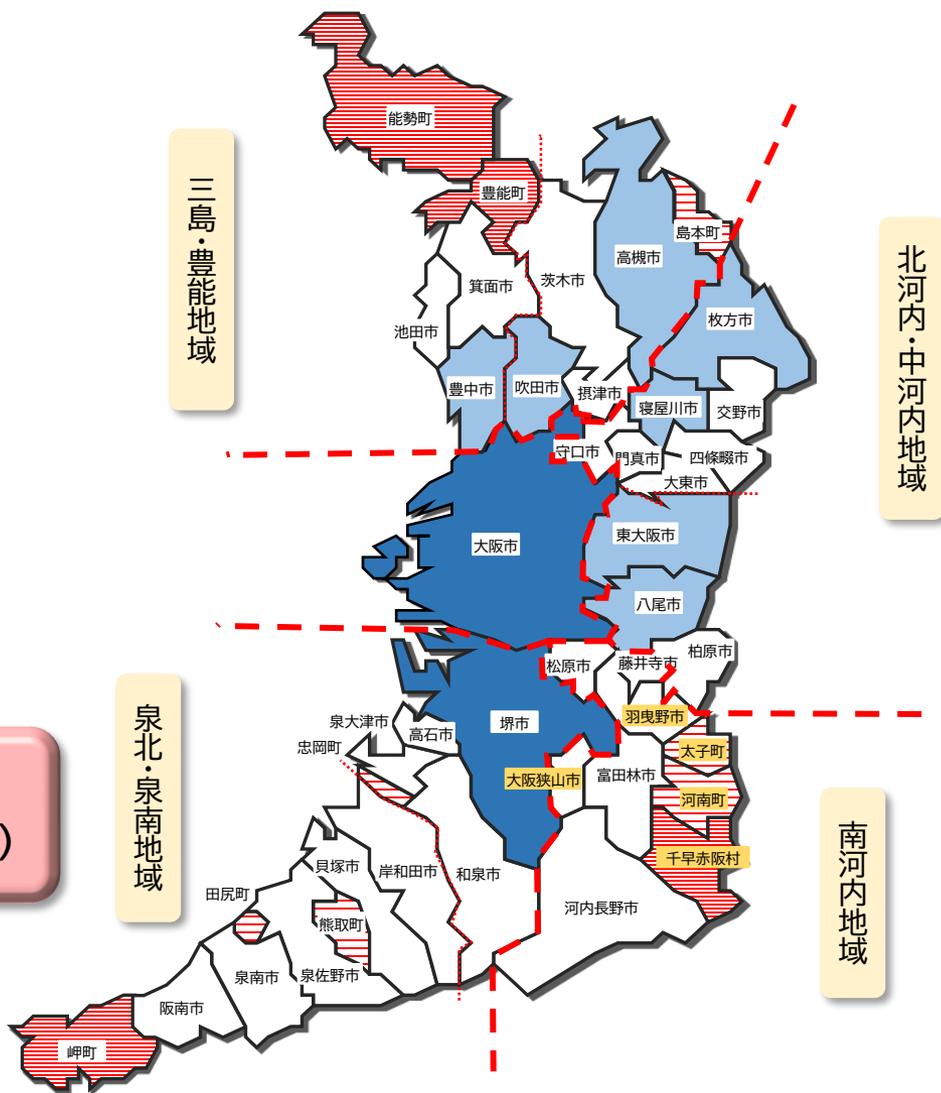
政令市
(50万人以上) 2

中核市
(20万人以上) 7

一般市
(5万人以上) 24

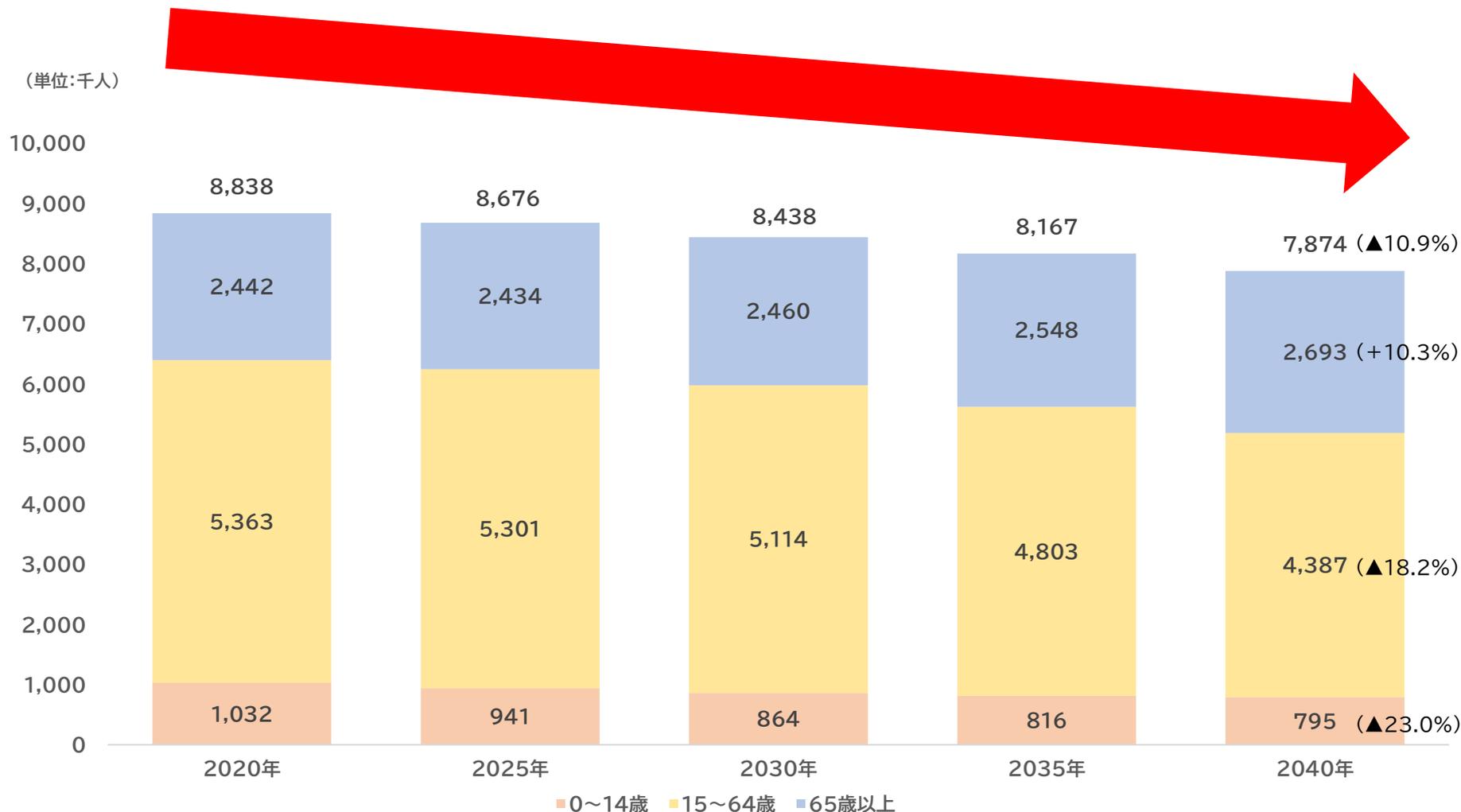
町村 10

※町村の4団体が過疎地域指定
(豊能町・能勢町・岬町・千早赤阪村)



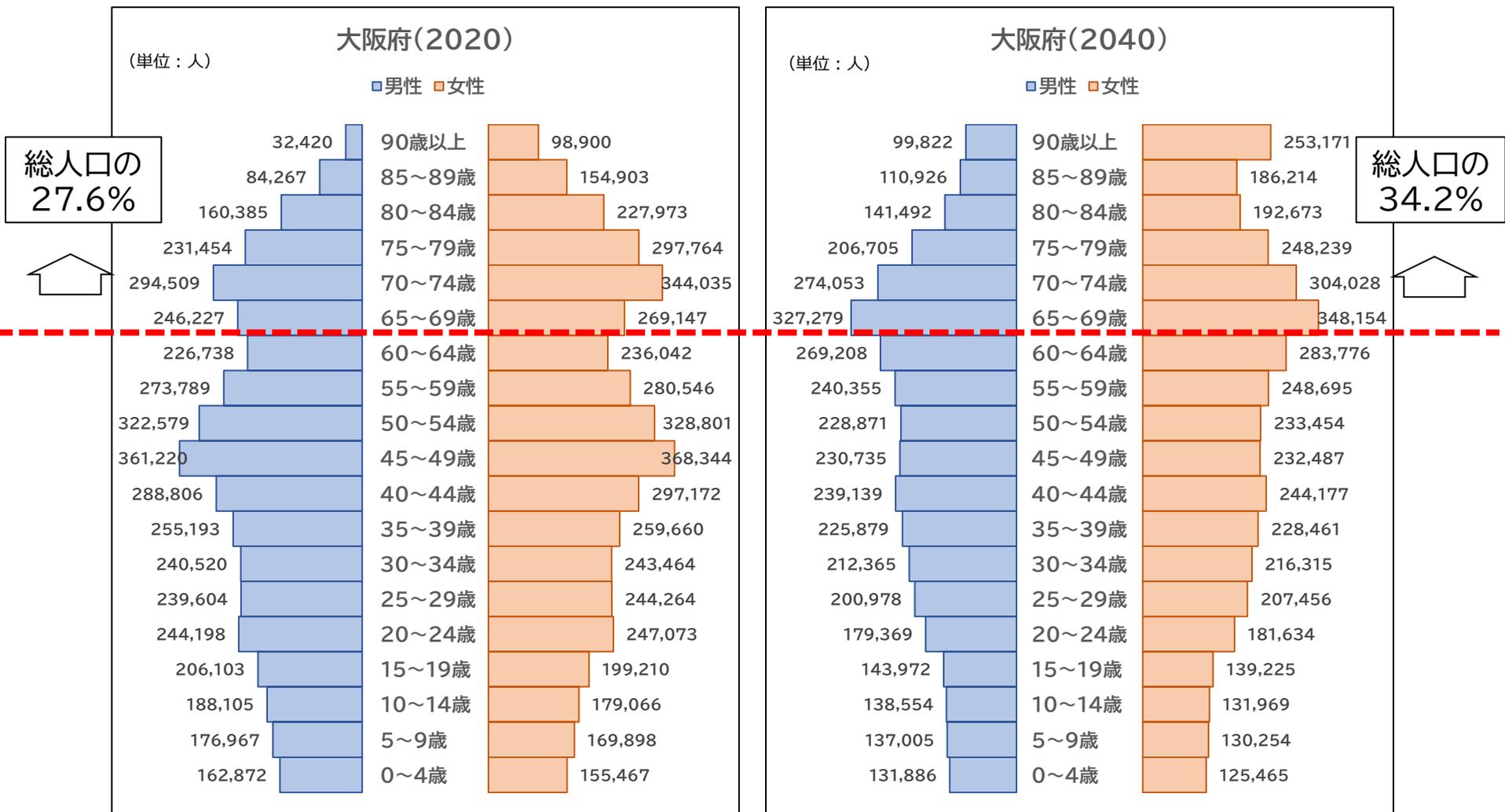
大阪府の年齢3区分別人口推計(2020年～2040年)

- 2040年までの年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)の減少に伴い総人口は減少するが、高齢者人口(65歳以上)は増加するため、人口構成が大きく変化する。



人口ピラミッド(2020年～2040年)

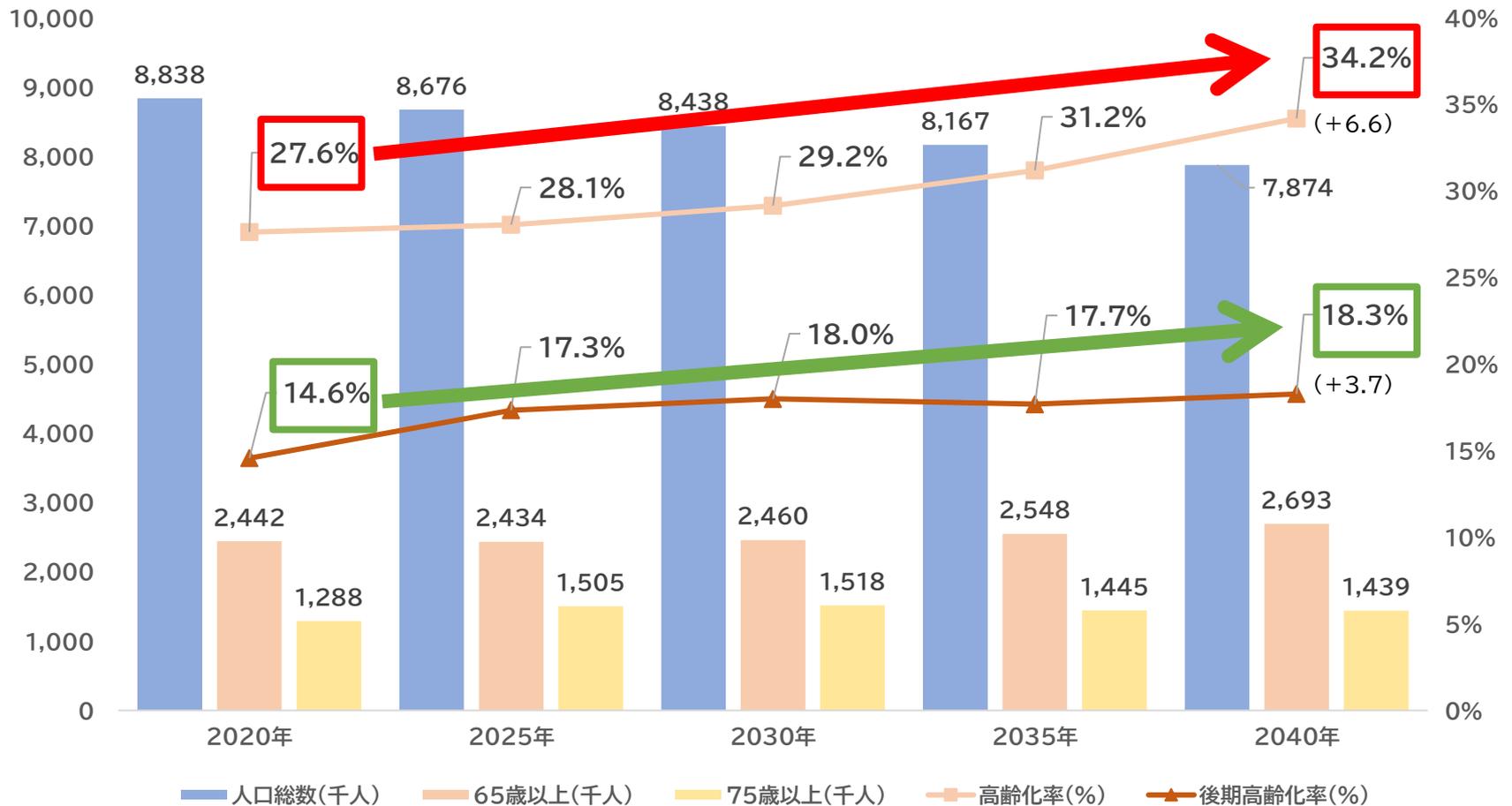
○ 2040年には、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が大幅に減少し、第2次ベビーブーム世代(1971～1974年生まれ)が65歳以上となることにより、高齢化が加速する。



高齢化・後期高齢化率の推計(2020年～2040年)

- 高齢者人口(65歳以上)の増加により、2040年には高齢化率は6.6ポイント、後期高齢化率は3.7ポイント上昇する。
- 高齢者人口(65歳以上)の増加により、介護サービス等の需要増加などにより社会保障関係経費の増加が懸念される。

(単位:千人)



急激な人口減少・高齢化で

市町村にさまざまな課題の発生が見込まれます

生活

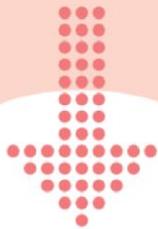
空き家の増加



地域の自治機能の低下



生活困窮者の増加



治安・衛生環境の悪化
地域のつながりの希薄化

経済

労働力の減少



生活関連サービスの縮小



公共交通の縮小



生活利便性・
まちの魅力の低下

行政

インフラ・公共施設の
老朽化



職員確保の困難
財政悪化



大規模災害などへの
対応



行政サービスの
維持が困難

◆ 基礎自治機能の維持・充実・強化に関する市町村の課題認識

人材確保	<ul style="list-style-type: none">・ 応募者数の減少や合格辞退等により採用予定者数を確保できないこと、特に土木職や建築職といった技術職員の確保などが、地域や人口規模を問わず共通の課題となっている。・ また、南河内地域や比較的人口の少ない団体など、転職による人材の流出を課題として挙げている団体もある。
公共施設の最適配置	<ul style="list-style-type: none">・ 地域や人口規模を問わず、今後の維持・管理、改修や建替にかかる費用など、財政負担の増加が課題となっている。・ 大規模な団体でも公共施設再編に向けたマネジメントや施設評価を課題として挙げている。・ 小規模な団体では、公共施設の跡地活用を課題として挙げている団体もある。
地域活性化	<ul style="list-style-type: none">・ 地域活性化に関しては、地域や人口規模を問わず、観光など魅力発信に関する課題が多い。・ 小規模な団体ほど、自治会への加入率低下や担い手育成が課題となっている。
DX	<ul style="list-style-type: none">・ デジタル行政について、地域や人口規模を問わず、システム標準化対応に伴うコストなどが課題となっている。・ 小規模な団体を中心に、人的リソース不足やデジタルリテラシー不足も課題となっている。
自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 地域や人口規模を問わず、ふるさと納税への課題が多い。・ 小規模な団体では、生産年齢人口の減少などによる自主財源の減少、独自の住民サービスが継続できないおそれなどを挙げている団体もある。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 小規模な団体では、交通機関の利用者減少による減便・撤退の懸念や、増加する救急需要・大規模災害等に的確に対応するための消防防災体制の強化、効率的な行政事務の執行に向けた検討などが課題となっている。

2. 大阪府基礎自治機能の 充実及び強化に関する条例、 基礎自治機能充実強化基本方針

大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例

■ 条例成立までの経緯

- 令和5年5月、急激な人口減少と高齢化が進む中、将来の基礎自治体のあり方について、幅広く調査検討を行うことを目的に、大阪府議会において「基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会」(以下「特別委員会」)を設置
- 特別委員会や委員協議会を計16回開会。基礎自治機能の充実・強化に向けた府の現状や取組状況を理事者から説明聴取したほか、学識経験者や現職の市長・町長を招致して意見聴取、委員間討議による課題対応策の検討を実施
- 令和6年2月議会において、特別委員会より同条例案が上程され、令和6年3月22日の本会議で可決

■ 本条例の趣旨(提案理由より抜粋)

市町村の将来像や進むべき方向性については、地方自治の理念である住民自治及び団体自治の原則にのっとり、市町村が住民とともに十分に議論を行った上で、市町村自らが判断することが必要であるが、市町村を包括する広域の自治体である府としては、これらの取組を行う市町村に対し、これまで以上にきめ細やかな支援を行い、その責任を果たす必要がある。

■ 条例の構成(条例の概要については次ページ参照)

- 第1条～第5条・・・基礎自治機能の充実及び強化に関する基本理念を掲げるほか、市町村や地域の実情に応じた施策を府が実施することなど、府の責務及び府議会の責務を規定
- 第6条～第17条・・・市町村が将来の予測を行うことができるよう必要な措置を講ずることや、調査・研究に取り組むことなど、市町村からの求めに応じて、基礎自治機能の充実及び強化に向けて府が取り組むべき基本的施策を規定
- 第18条～第20条・・・基礎自治機能の充実及び強化に関する施策を総合的に推進するための、府における推進体制について規定

大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例の概要

前文

・急激な人口減少と高齢化により、市町村行政に影響を及ぼす課題の発生が見込まれる中、住民に身近な市町村が住民サービスを将来にわたって安定的に提供できる機能や体制の確保が重要
→さらなる行財政改革、地域社会の多様な主体との連携や協働、地域の状況によっては、広域連携、市町村合併に取り組むことが必要
・市町村の将来像や方向性は住民自治・団体自治の原則にのっとり、市町村自らが判断することが必要
→府はこれまで以上にきめ細やかな支援を行い、その責任を果たすことが必要

目的（第1条）

府が実施する基礎自治機能の充実及び強化を図るための施策を総合的に推進し、住民が地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

定義（第2条）

基礎自治機能・・・市町村が基礎的な自治体として解決すべき課題に的確に対応するとともに、住民に対するサービスを将来にわたって安定的に提供することができる機能及び体制

基本理念（第3条）

- ①市町村において、安定した行財政運営を行うため、課題を的確に予測し、その影響を見通しながら取組が進められること
- ②市町村において、住民とともに、その将来像や進むべき方向性について十分に議論を行いながら検討されること

府及び府議会の責務（第4条・第5条）

（府の責務）（§4）
①組織及び運営の合理化に資するための施策
②広域連携の促進に向けた施策
③自主的な市町村合併の円滑化を図るための施策
④その他、基礎自治機能の充実及び強化を図るために必要な施策
→市町村を総合的観点から支援できるよう、府の施策との有機的な連携が図られるよう努める

（府議会の責務）（§5）
①知事への必要な提言、②住民理解の増進、府内市町村議会との連携や協働等
③調査研究

基礎自治機能充実強化基本方針（第6条）

基礎自治機能の充実及び強化に関する施策を総合的に推進するための基本方針の策定

- （方針に定める事項）
①基礎自治機能の充実及び強化の取組の方向性
②基礎自治機能の充実及び強化に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項

府の基本的施策（第7条～第14条）

- 市町村の財政収支等の将来の予測（§7）
- 住民理解の増進（§11）
- 気運の醸成（§8）
- 技術的助言（§12～§14）
（組織及び運営の合理化、広域連携、合併）
- 調査研究（§9）
- 情報共有（§10）

自主的な合併に関する支援（第15条・第16条）

合併協議会を設置した市町村長からの求めがあった場合に、市町村合併円滑化等支援地域に指定し、市町村合併円滑化等支援計画を策定

- （計画に定める事項）（§16）
①行財政運営の支援に関すること
②まちづくりの支援に関すること
③その他、自主的な合併の円滑化、合併市町村の円滑な運営の確保、均衡ある発展を図るために必要な施策に関すること

財政上の措置（第17条）

府に基礎自治機能の充実及び強化に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずる義務

大阪府基礎自治機能充実強化推進本部（第18条～第20条）

知事を本部長とする基礎自治機能充実強化推進本部を設置

- （所掌事務）（§19）
①基礎自治機能充実強化基本方針の案の作成、②広域連携の促進
③市町村合併円滑化等支援計画の案の作成・実施、④市町村合併円滑化等支援施策の総合調整・実施状況の評価等

※施行期日：令和6年4月1日

基礎自治機能充実強化基本方針

◆ 大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例（参考）

基礎自治機能充実強化基本方針（条例第六条）

知事は、第四条第一項に掲げる基礎自治機能の充実及び強化に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「基礎自治機能充実強化基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基礎自治機能充実強化基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 基礎自治機能の充実及び強化の取組の方向性に関する事項
- 二 基礎自治機能の充実及び強化に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項

3 知事は、基礎自治機能充実強化基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

◆ 基礎自治機能の充実・強化の方向性

人口減少・高齢化等に伴い、今後市町村が直面すると想定される行政課題

- | | | |
|----------------|-------------------|------------------|
| ● 介護サービス等の需要増加 | ● 高齢者支援ニーズの増加・多様化 | ● 生活困窮者の増加 |
| ● 空き家の増加 | ● 地域の自治機能の低下 | ● 生活関連サービスの縮小 |
| ● 労働力の減少 | ● インフラ・公共施設の老朽化 | ● 大規模災害の発生リスクの上昇 |
| ● 感染症のまん延 | | 等 |

地域や住民生活を守るために市町村に求められる役割が大きくなる一方、
税収の減少、社会保障関係経費の増加、人材の不足など、特に小規模団体では行財政運営が難しくなる

市町村に求められる取組

- 「**安定した行財政基盤づくり（組織・財政面）**」に加え、そのための「**早い段階からの行政課題への対応策の検討・実施**」
（考慮すべき事項）
・人材・財源・施設等の限られた資源の有効活用 ・DXなどの新技術の活用 ・企業や地域社会の多様な主体との連携・協働

府のめざす方向性

- 多くの市町村で高齢者人口が最大となる2040年頃を見据え、市町村が様々な行政課題に対応しながら、**住民に対するサービスを将来にわたって安定的に提供できる機能や体制の充実・強化を図るためには、市町村が主体的に、さらなる行財政改革や広域連携、市町村の合併などに取り組むなど、行財政基盤の強化が必要**
- また、住民が地域で安心して暮らし、大阪がさらに成長・発展していくためには、身近な行政サービスを担う基礎自治機能の充実・強化が不可欠
- そのため、市町村において、安定した行財政運営を行うため、**課題を的確に予測し、その影響を見通しながら取組を進められるとともに、その将来像や進むべき方向性について、住民とともに十分に議論を行いながら検討されるよう、広域の自治体としてこれまで以上に基礎自治機能の充実・強化に向けた市町村の取組を支援**

今後の取組（基本的事項）

基本的な考え方

- 市町村が求められる役割を将来にわたって果たすためには、市町村において、さらなる行財政改革や広域連携、市町村の合併に取り組むなどの**行財政基盤の強化**や、そのための**早い段階からの行政課題への対応策の検討・実施**が必要。
- 府の今後の取組は、**市町村の自主性・自立性を尊重することを前提**とした上で、行財政基盤の強化など、**基礎自治機能の充実・強化に向けた主体的な取組に対する支援**を基本とする。
- 市町村のニーズを踏まえ、これまでの取組を深化させ、さらにきめ細やかな支援に取り組む**とともに、特に町村をはじめ、財政状況や組織体制などが厳しい**比較的規模の小さい市町村**では、対応すべき課題は早期に顕在化することが想定され、より早い段階からの対応方策の検討・実施が求められること から、**より丁寧な支援を実施する**。

府の取組の3本柱

- マンパワー不足などにより将来のあり方議論を開始することが難しい市町村が見受けられることから、「早い段階からの対応策の検討・実施」の支援にあたっては、府は、市町村の議論に資する情報を市町村や住民に提供するとともに、周辺市町村との意見交換等の議論の場の設定を含めた**「市町村における将来のあり方検討の場づくり」**を行う。
- また、**市町村の行財政基盤の強化に係る具体的な取組を支援**するため、組織及び運営の合理化に対する支援、広域連携の促進並びに自主的な合併の円滑化等に取り組む。
- さらに、上記2つの市町村の取組をサポートするため、**人的・財政的な支援**も実施する。

（1）市町村における将来のあり方検討の場づくり

- ① 市町村の議論に資する情報の提供
- ② あり方検討の場づくりの支援

（2）市町村の取組への支援

- ① 組織及び運営の合理化に対する支援
- ② 広域連携の促進
- ③ 自主的な合併の円滑化

（3）人的・財政的支援等

- ① 人的支援
- ② 財政的支援
- ③ その他の支援（技術的助言等）

3. 南河内地域の状況、 南河内基礎自治機能充実強化 協議会

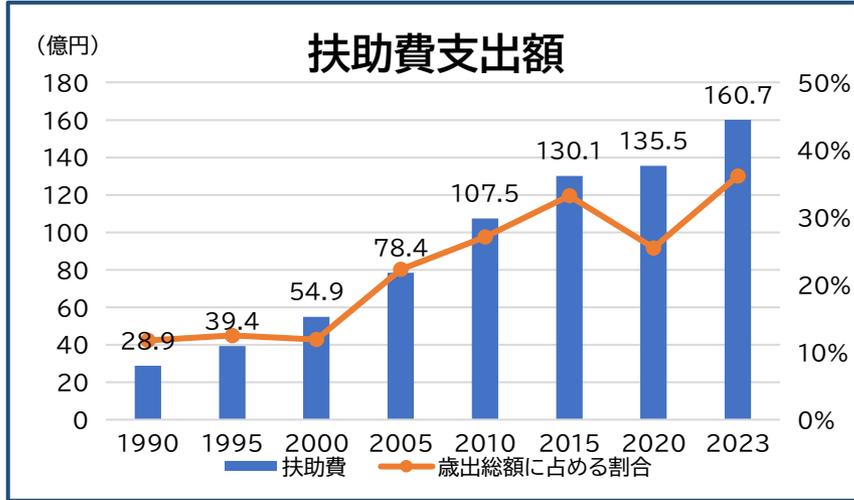
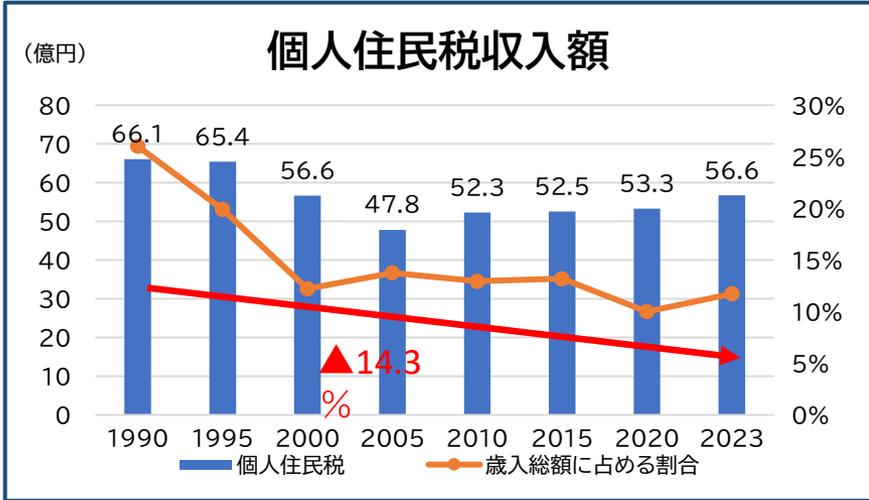
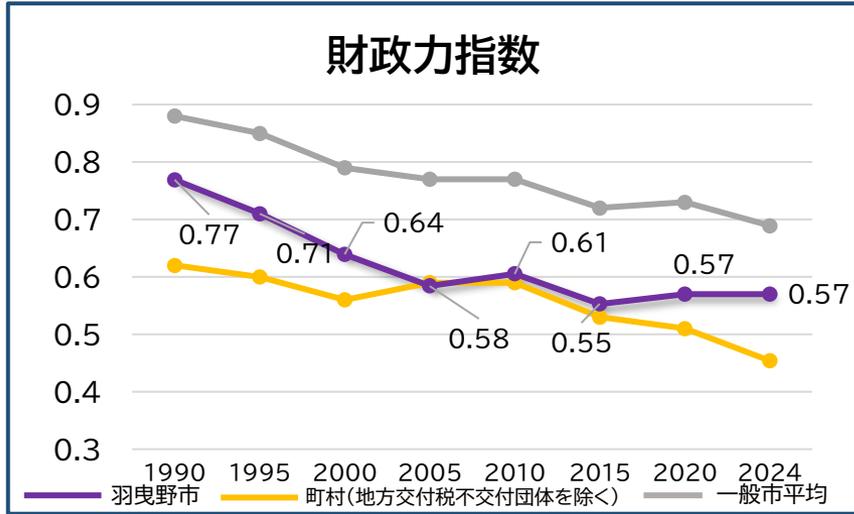
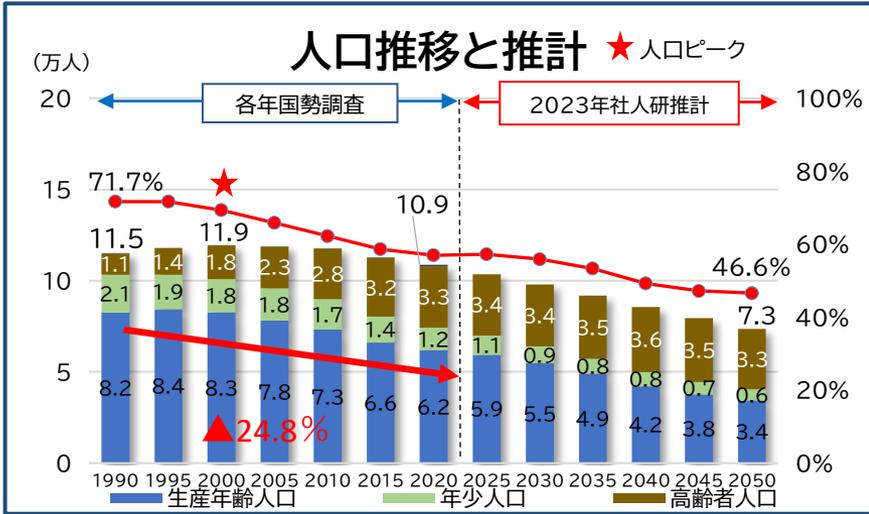
南河内地域2市2町1村の特性

	羽曳野市	大阪狭山市	太子町	河南町	千早赤阪村
沿革	1959(昭34).1 市制施行 (昭31~33:南大阪町 昭31以前:古市町・高鷲町・丹比 村・埴生村・西浦村・駒ヶ谷村)	1987(昭62).1 市制施行 (昭26~61:狭山町 昭6~25:狭山村 昭6以前:狭山村、三都村)	1956(昭31).9 合体・町 制施行 (磯長村・山田村)	1956(昭31).9 合体・町 制施行 (石川村・白木村・河内村・中 村)	1956(昭31).9 合体 (千早村・赤阪村)
行政区域面積 (2024.3.31)	26.45km ²	11.92km ²	14.17km ²	25.26km ²	37.3km ²
人口 (2020国調)	108,736人	58,435人	13,009人	15,697人	4,909人
人口の将来推計 (2023社人研)	2050年 73,479人	2050年 47,801人	2050年 8,141人	2050年 9,989人	2050年 2,045人
産業構造 (2020国調)	第一次 第二次 第三次 1.0% 23.8% 70.9%	第一次 第二次 第三次 0.9% 19.2% 76.2%	第一次 第二次 第三次 3.3% 25.5% 66.9%	第一次 第二次 第三次 4.6% 26.1% 64.2%	第一次 第二次 第三次 7.5% 24.6% 6 6.0%
小・中・義務教育 学校	(市立)高鷲北小、高鷲小、白鳥小、 古市小、恵我之荘小、高鷲南小、 羽曳が丘小、古市南小、丹比小、 埴生南小、西浦小、駒ヶ谷小、西 浦東小・高鷲中、峰塚中、誉田中、 高鷲南中、河原城中、はびきの埴 生学園	(市立)東小、西小、南第一 小、南第二小、南第三 小、北小、第七小・狭山中、 南中、第三中	(町立)磯長小、山田小・ 町立中	(町立)近つ飛鳥小、かな ん桜小・町立中	(村立)赤阪小、千早小 吹台小・村立中
高校	府立懐風館高	府立狭山高	私立上宮太子高	—	—
大学	四天王寺大学、大阪公立大学	近畿大学	—	大阪芸術大学	—
鉄道駅(※)	古市駅、恵我ノ荘駅、駒ヶ谷駅、 上ノ太子駅、高鷲駅	金剛駅、大阪狭山市駅、 狭山駅	上ノ太子駅、喜志駅	富田林駅、喜志駅	富田林駅
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 河内平野の中にある豊かな自然と歴史的名所に恵まれた街。 世界文化遺産「応神天皇陵古墳」など、大小さまざまな古墳が点在し、ぶどう等、果物の生産が盛ん。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本最古のため池である狭山池に代表される豊かな水と古い歴史と文化が息づく水と緑豊かな街。 狭山池北堤での桜まつりや100年以上生産が続く大野ぶどう等、文化・資源が豊富。 	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな緑と歴史につつまれた町。 「王陵の谷」として多くの古墳が所在し、石器の材料となったサヌカイトを産出する二上山や、「日本最古の官道」竹内街道など文化・資源が豊富。 	<ul style="list-style-type: none"> 山地、丘陵地、段丘地からなり、町域の3分の1の山地部が金剛生駒紀泉国定公園に指定され自然が豊かな他、古墳、遺跡など文化・資源が豊富。 ナス、キュウリや観賞用樹(植木)の栽培が盛ん。 	<ul style="list-style-type: none"> 府唯一の村。 金剛山を有する金剛生駒紀泉国定公園や「楠木正成」ゆかりの神社や史跡が点在し、文化・資源が豊富。

(※)公共バスで役場と連絡する近隣駅を含めて記載。

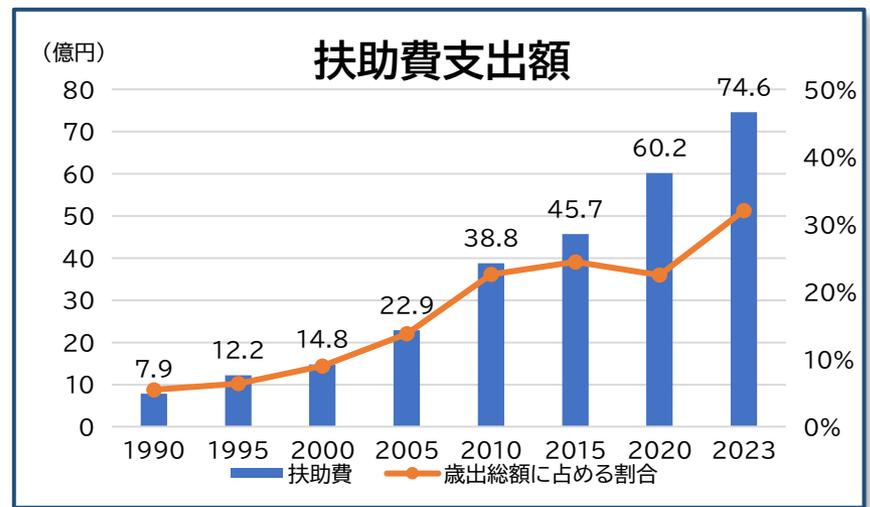
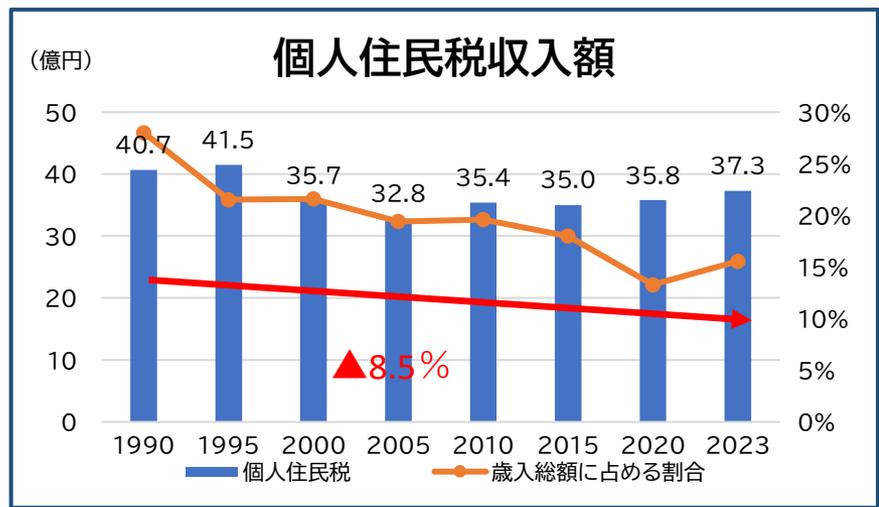
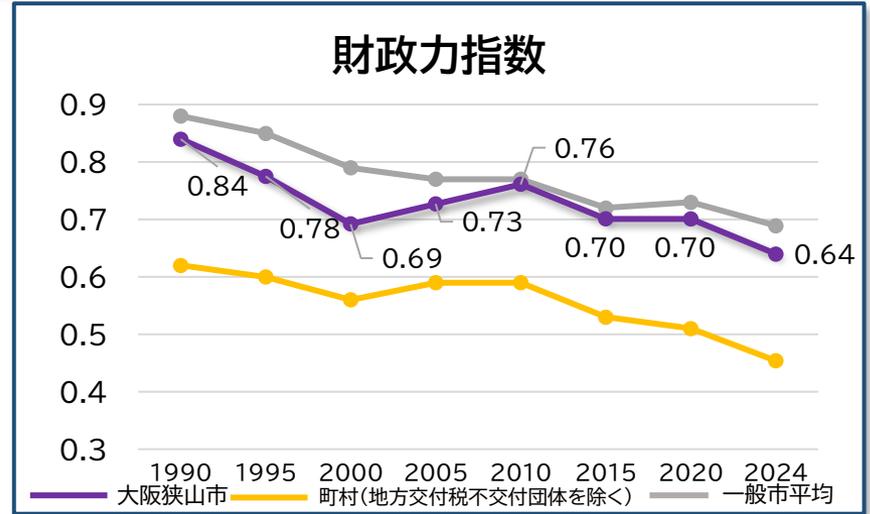
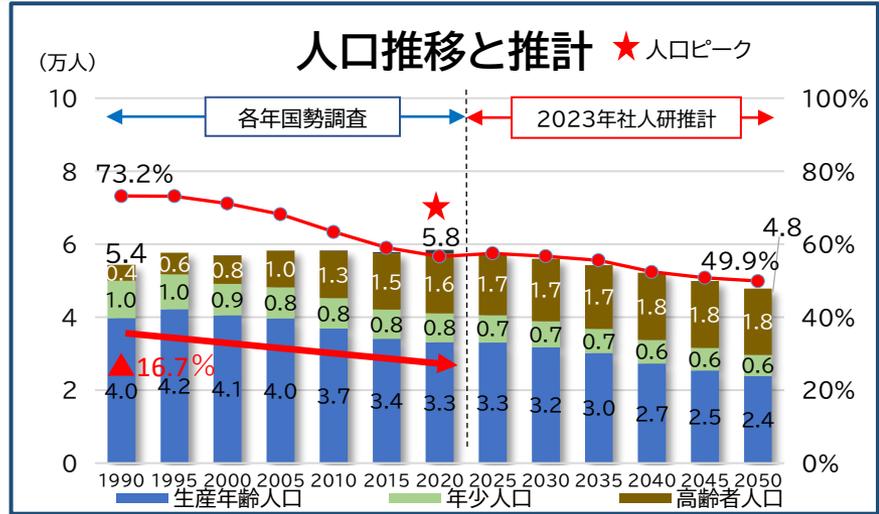
南河内地域2市2町1村の状況 人口・財政(1990年~2024年) - 羽曳野市

- 羽曳野市の総人口は、1990年から2020年にかけて、5.5%の減少だったが、生産年齢人口については、24.8%の減少となった。
- 2050年にかけての推計では、総人口の減少もさることながら、生産年齢人口はそれ以上のペースで減少していくことが予想されている。
- 財政力指数については、1990年の0.77から2024年の0.57と、26.0%の低下となっている。
- 扶助費の増加傾向については、多くの府内市町村と同様である。



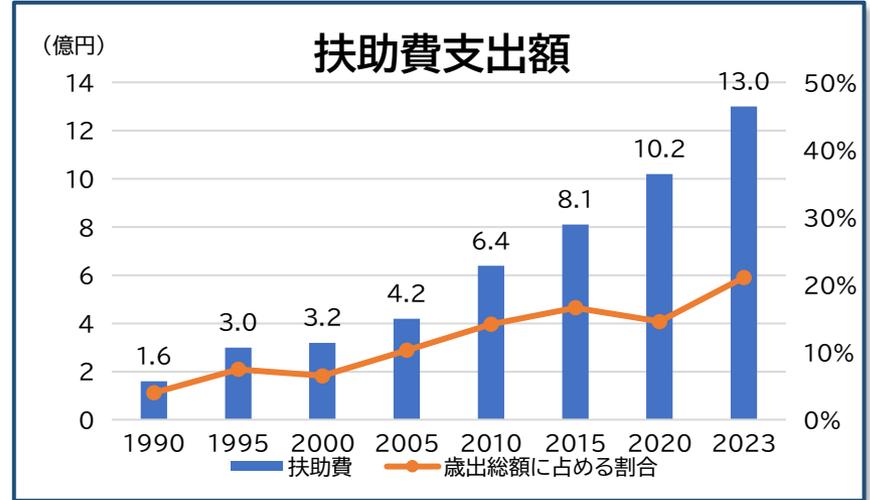
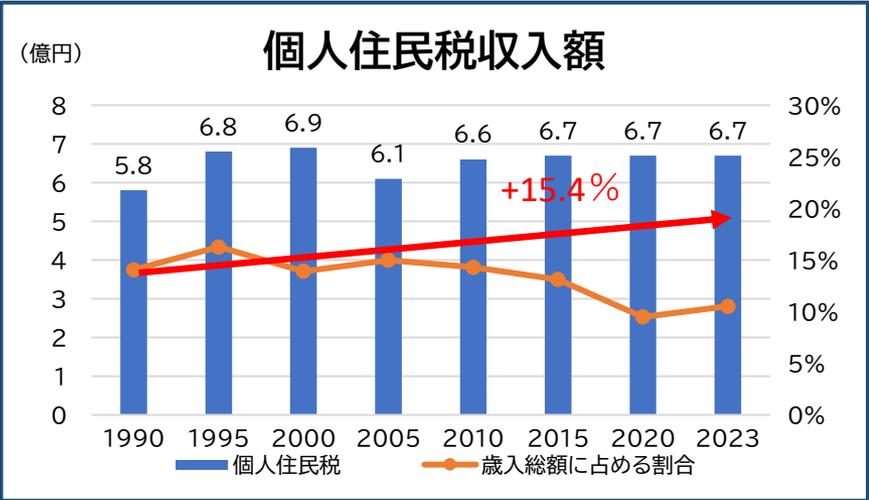
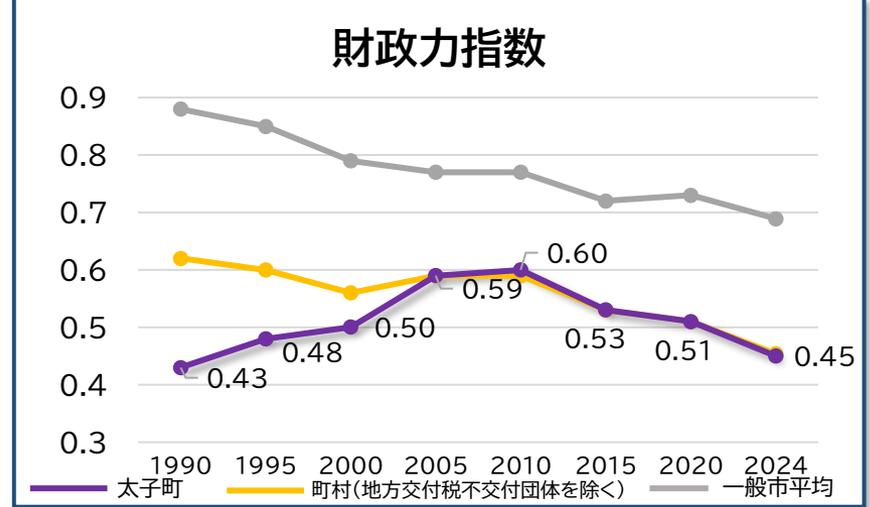
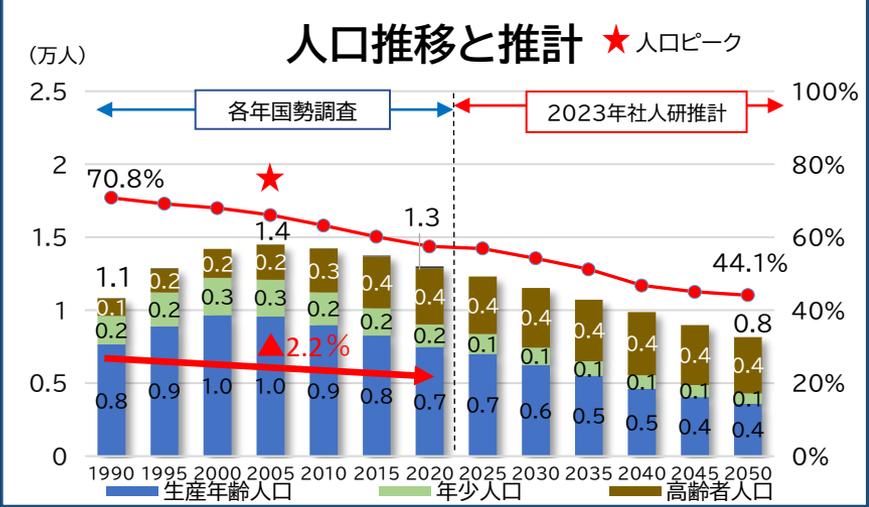
南河内地域2市2町1村の状況 人口・財政(1990年~2024年) - 大阪狭山市

- 大阪狭山市の総人口は、1990年から2020年にかけて、7.6%の増加だったが、生産年齢人口については、16.7%の減少となった。
- 2050年にかけての推計では、総人口の減少もさることながら、生産年齢人口はそれ以上のペースで減少していくことが予想されている。
- 財政力指数については、1990年の0.84から2024年の0.64と、23.8%の低下となっている。
- 扶助費の増加傾向については、多くの府内市町村と同様である。



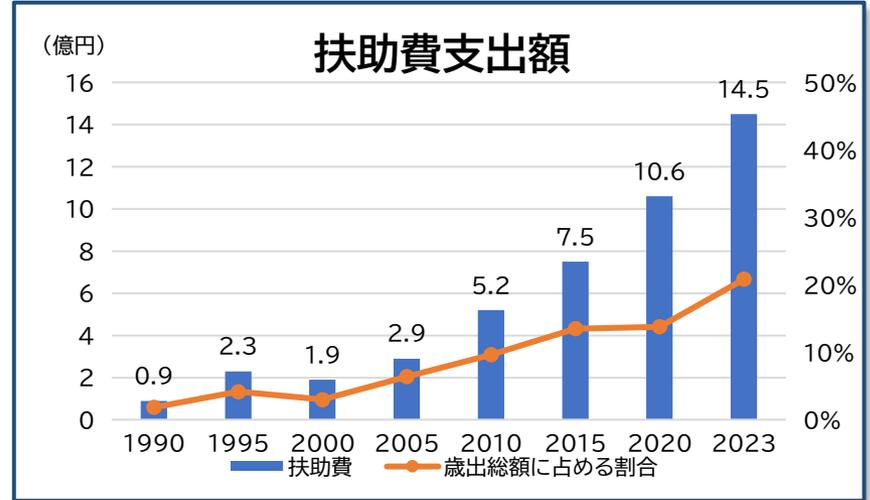
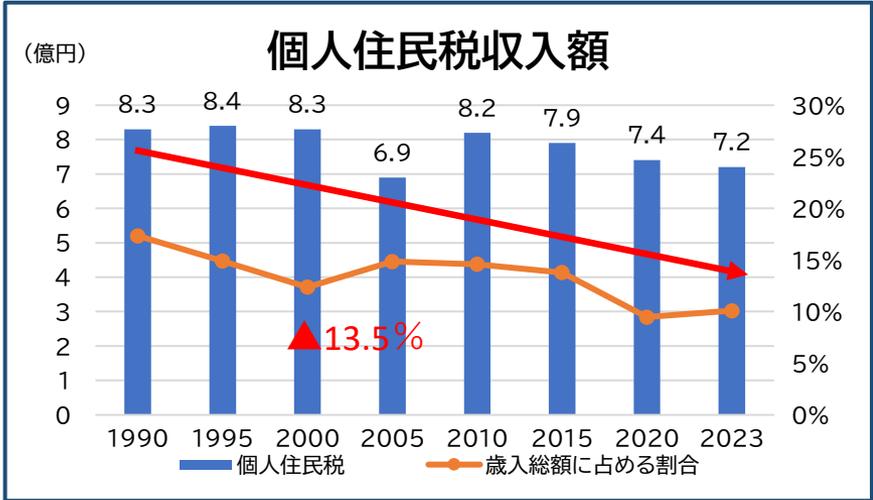
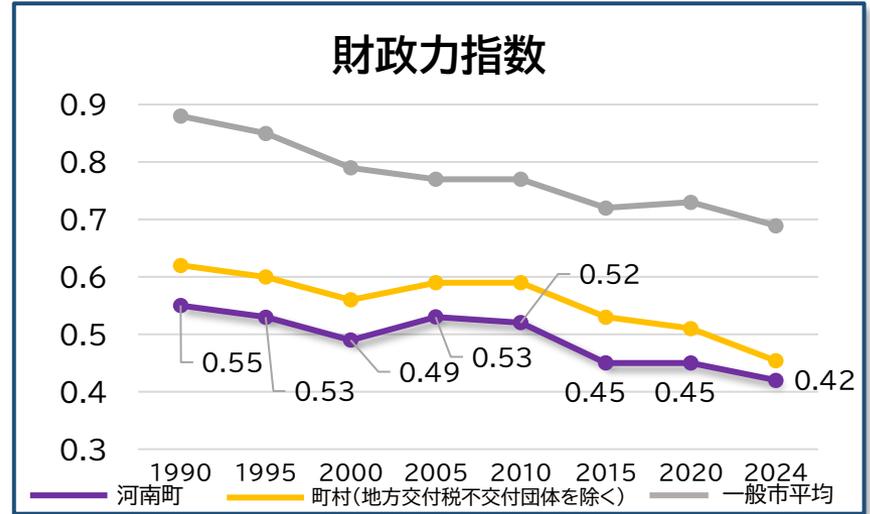
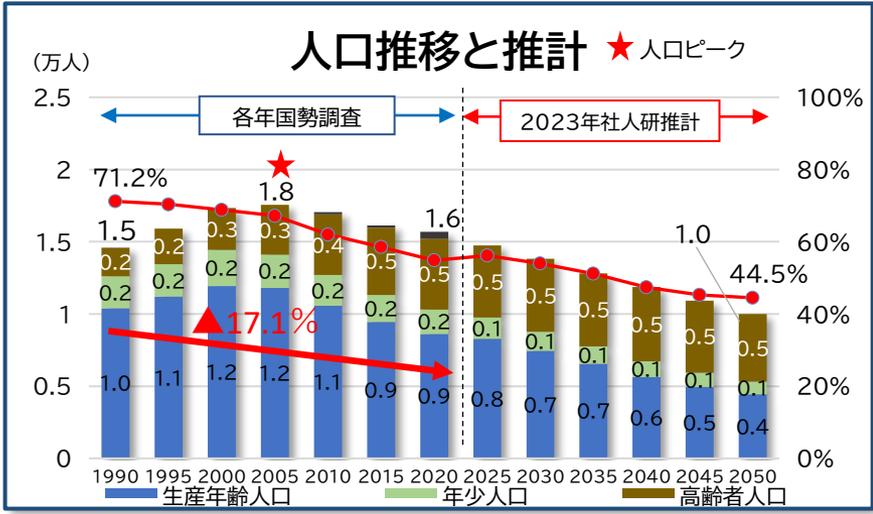
南河内地域2市2町1村の状況 人口・財政(1990年~2024年) - 太子町

- 太子町の総人口は、1990年から2020年にかけて、20.4%の増加だったが、生産年齢人口については、2.2%の減少となった。
- 2050年にかけての推計では、総人口の減少もさることながら、生産年齢人口はそれ以上のペースで減少していくことが予想されている。
- 財政力指数については、1990年の0.43から2024年の0.45と、4.6%の上昇となっている。
- 個人住民税収入額は、聖和台地区開発による人口増等により増収傾向にあるものの、扶助費は多くの府内市町村と同様に増加傾向となっている。



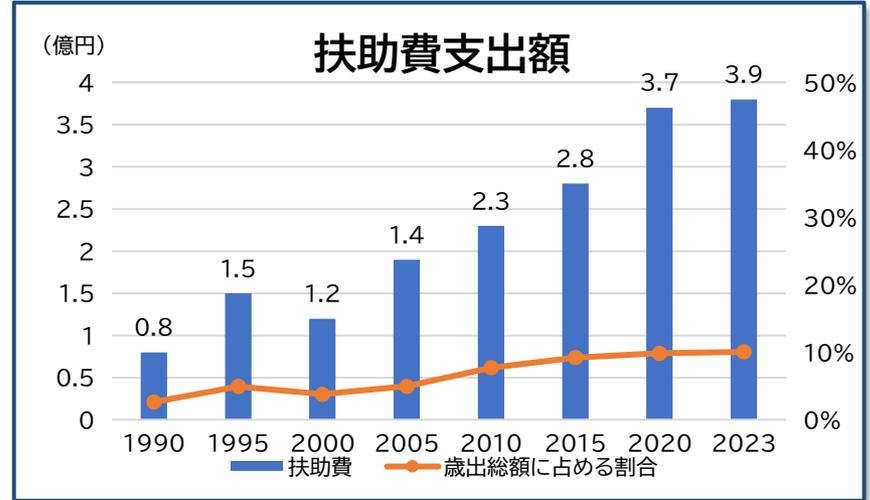
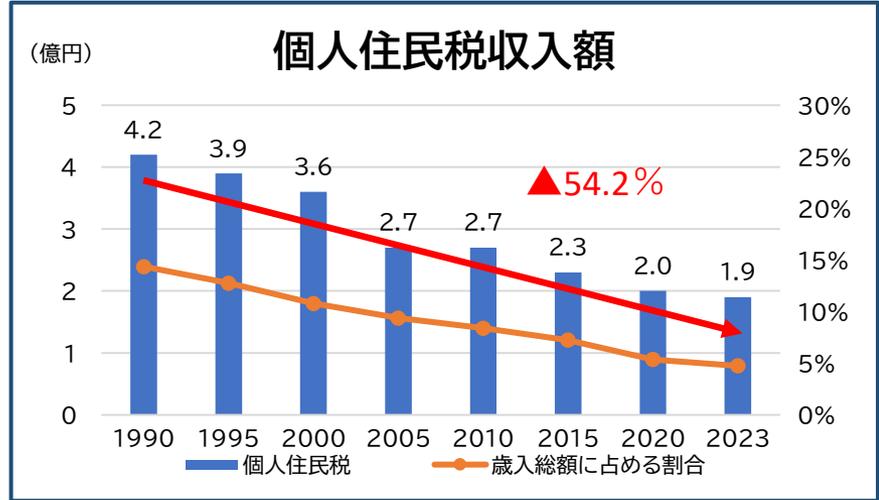
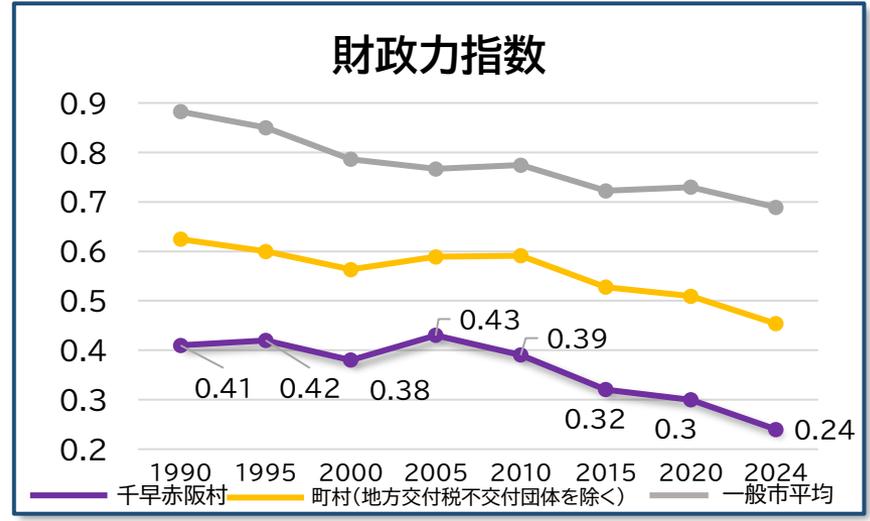
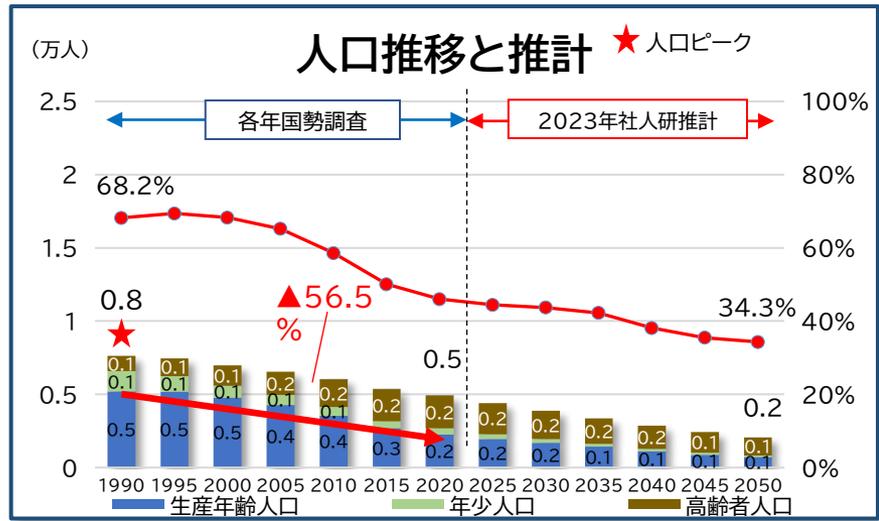
南河内地域2市2町1村の状況 人口・財政(1990年~2024年) - 河南町

- ・河南町の総人口は、1990年から2020年にかけて、7.6%の増加だったが、生産年齢人口については、17.1%の減少となった。
- ・2050年にかけての推計では、総人口の減少もさることながら、生産年齢人口はそれ以上のペースで減少していくことが予想されている。
- ・財政力指数については、1990年の0.55から2024年の0.42と、23.6%の低下となっている。
- ・個人住民税収入額の減収傾向と、扶助費の増加傾向については、多くの府内市町村と同様である。



南河内地域2市2町1村の状況 人口・財政(1990年~2024年) - 千早赤阪村

- 千早赤阪村の総人口は、1990年から2020年にかけて、35.6%の減少だったが、生産年齢人口については、56.5%の減少となった。
- 2050年にかけての推計においても、総人口、生産年齢人口ともに大幅な減少が予想されている。
- 財政力指数については、1990年の0.41から2024年の0.24と、41.5%の低下となっている。
- 個人住民税収入額の減収傾向と、扶助費の増加傾向については、多くの府内市町村と同様である。

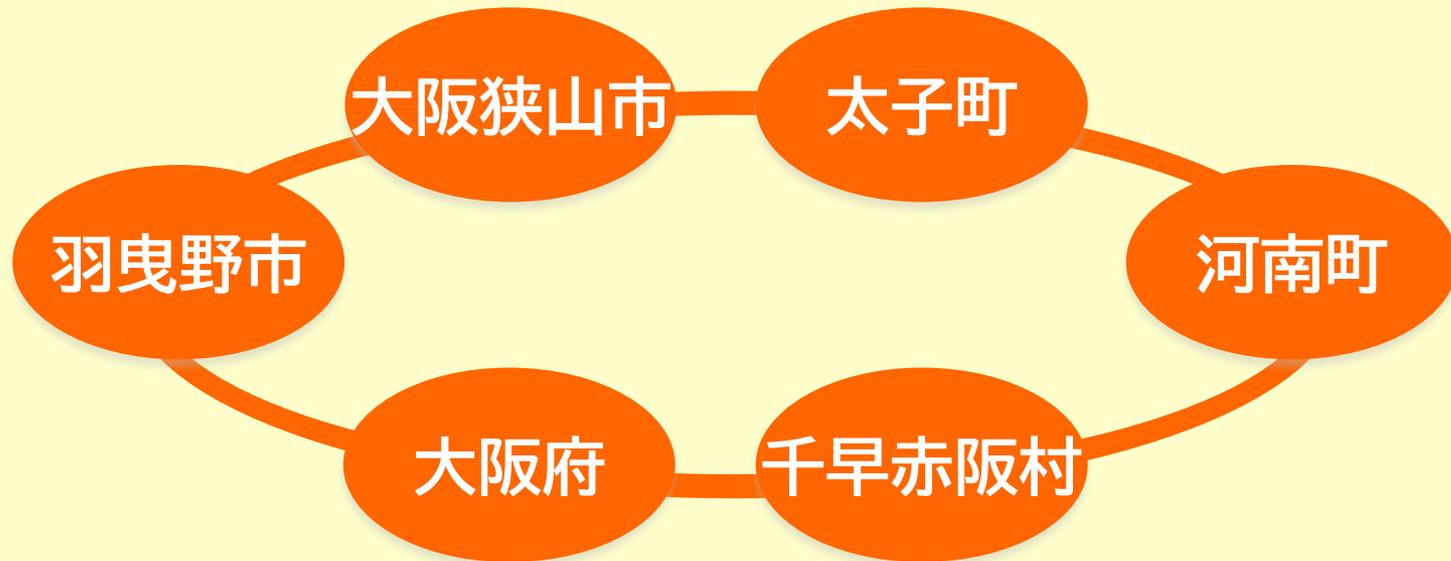


広域連携の取組状況(南河内地域)

	富田林市	河内長野市	松原市	羽曳野市	藤井寺市	大阪狭山市	太子町	河南町	千早赤阪村
消防	大阪南消防組合(富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村)		単独 指令センター共同運用(大阪市) R7.4	大阪南消防組合(富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村)		委託(堺市)	大阪南消防組合(富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村)		
水道(企業団統合)	R7	単独	単独	単独(R9に向けて検討、協議中)	R3	R3	H29	R3	H29
ごみ処理 ※収集・運搬は単独で実施	南河内環境事業組合(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)		大阪広域環境施設組合(大阪市、八尾市、松原市、守口市)	柏羽藤環境事業組合(柏原市、羽曳野市、藤井寺市)		南河内環境事業組合(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)			
し尿	南河内環境事業組合(富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)	単独	単独	柏羽藤環境事業組合(柏原市、羽曳野市、藤井寺市)		南河内環境事業組合(富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)			
小児診療	南河内南部広域小児急病診療事業(運営委員会を設置し運営、各団体が負担金を拠出)		南河内北部広域小児急病診療事業(運営委員会を設置し運営、各団体が負担金を拠出)			南河内南部広域小児急病診療事業(運営委員会を設置し運営、各団体が負担金を拠出)			
休日診療	受託(太子町、河南町、千早赤阪村)	単独	—	単独	単独	単独	委託(富田林市)	委託(富田林市)	委託(富田林市)

令和7年4月、南河内地域では、
将来にわたって、住民サービスを維持するため、

南河内基礎自治機能充実強化協議会 を設置



2市2町1村と大阪府が連携して、将来にわたって
持続的に住民サービスを提供できるよう取り組みます。

具体的には、

- ✓ 人材、財源、施設等の限られた資源を有効に活用。
- ✓ 共同で行財政改革、公民連携、さらなる広域連携に取り組む。
- ✓ 選択肢の一つとして、市町村合併の調査、研究。



設置に至る経緯

- 令和5年度から、南河内地域2町1村未来協議会(太子町・河南町・千早赤阪村)では、急激な人口変動の中、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、人材、財源、施設等の限られた資源を地域として効果的かつ効率的に活用する観点から、2町1村によるさらなる広域連携のほか、選択肢の1つとして市町村合併を検討するための調査・研究など、様々なテーマについて検討を実施してきた。
- 令和6年度、府議会特別委員会提案による「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」が施行され、府は、条例を受けて基本方針を策定し、市町村の自主的な取組に対し、これまで以上にきめ細やかに支援することとしている。
- 人口減少等による課題への対応、住民サービスの充実強化は、2町1村に限らず各団体共通の課題であり、限られた資源を活用し、さらに連携して取り組むことによって、より良い解決策が見い出せる可能性があるとの認識で、大阪府と2市2町1村が一致した。

◆ 南河内基礎自治機能充実強化協議会

人口減少等に対応し、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供しながら、今後、この地域のさらなる発展・成長をめざすため、令和7年度から近隣市を含めたより大きな枠組で、将来のあり方等についてあらゆる可能性を排除することなく幅広い検討・議論を深める

(構成員) 羽曳野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の市町村長及び大阪府総務部市町村局長

(協議事項) 南河内地域の将来のあり方、将来課題への対応策の検討に関すること 等

(※2町1村の将来課題への対応策の検討に関しては、引き続き「南河内地域2町1村未来協議会」で実施)

(協議テーマ) 南河内地域全体を見据えて取り組むことで、より効果が見込まれる取組

<例示> ①人材、②地域活性化、③組織(統治機構)のあり方 など ※今後調整

①人材:技術職をはじめとする人材の確保・交流 など

②地域活性化:地域資源を活用した魅力づくり、イベントの共同実施、移住・定住促進 など

③組織(統治機構)のあり方:事務委託や事務の共同処理、市町村合併の調査及び研究 など

(検討体制)

担当職員による検討を実施。検討内容・結果について、適宜、首長参加で意見交換し、今後の取組の方向性を議論・決定
条例や基本方針に基づき、テーマに応じて、府が全庁をあげてサポートしながら、検討を進める